

平成 30 年 10 月 25 日(木)

第 3 回地域福祉計画策定委員会資料 2

健康福祉部福祉課

上越市第 2 次地域福祉計画 (素案)

平成●年●月

健康福祉部 福祉課

はじめに

当市では「上越市第6次総合計画」に掲げる将来都市像「すこやかなまち」の実現に向け、誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくりに向けた取組を推進しています。

また、国は、高齢者や障害のある人、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しています。このため、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに、策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

近年、人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える方が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

こうした社会からの孤立を防ぎ、誰もが自分の居場所と出番を持てるような地域社会を築いていくためには、行政が地域住民等と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいくことが、今後ますます重要になってきます。

本計画では、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念とし、社会からの孤立を防ぐための体制を強化するとともに、一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりの推進、また、安心してすこやかに暮らしていくための基盤づくりを進めていくこととしております。

今後も、市が目指す「すこやかなまち」の実現に向け、地域福祉の推進に更に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます

平成●年●月

上越市長 村山 秀幸

目次

第1章 策定に当たって	P 1
1 計画策定の趣旨	P 1
2 計画の位置付け	P 2
3 計画策定の経緯	P 3
4 計画策定の体制	P 3
5 計画期間	P 3
6 計画における実施主体ごとの主な役割	P 4
第2章 上越市の状況	P 5
1 人口・世帯数の推移と推計	P 5
2 児童数の推移と推計	P 6
3 高齢者人口等の推移と推計	P 7
4 障害のある人の状況	P 9
5 生活保護の状況	P 10
6 相談機関における対応事例	P 11
第3章 基本理念と施策の体系	P 12
1 基本理念	P 12
2 基本目標	P 13
3 施策の体系	P 14

第4章 施策の展開	P 15
1 「基本目標 1」の達成に向けた施策	P 15
2 「基本目標 2」の達成に向けた施策	P 22
3 「基本目標 3」の達成に向けた施策	P 26
第5章 上越市版地域包括ケアシステム	P 30
(巻末資料)	P 31
1 上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱	P 31
2 上越市地域福祉計画策定委員名簿	P 33
3 上越市地域福祉計画策定委員会における検討経緯	P 34

第1章 策定に当たって

1 計画策定の趣旨

当市では、上越市第6次総合計画に基づき、「誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」に向けた取組を進めてきました。

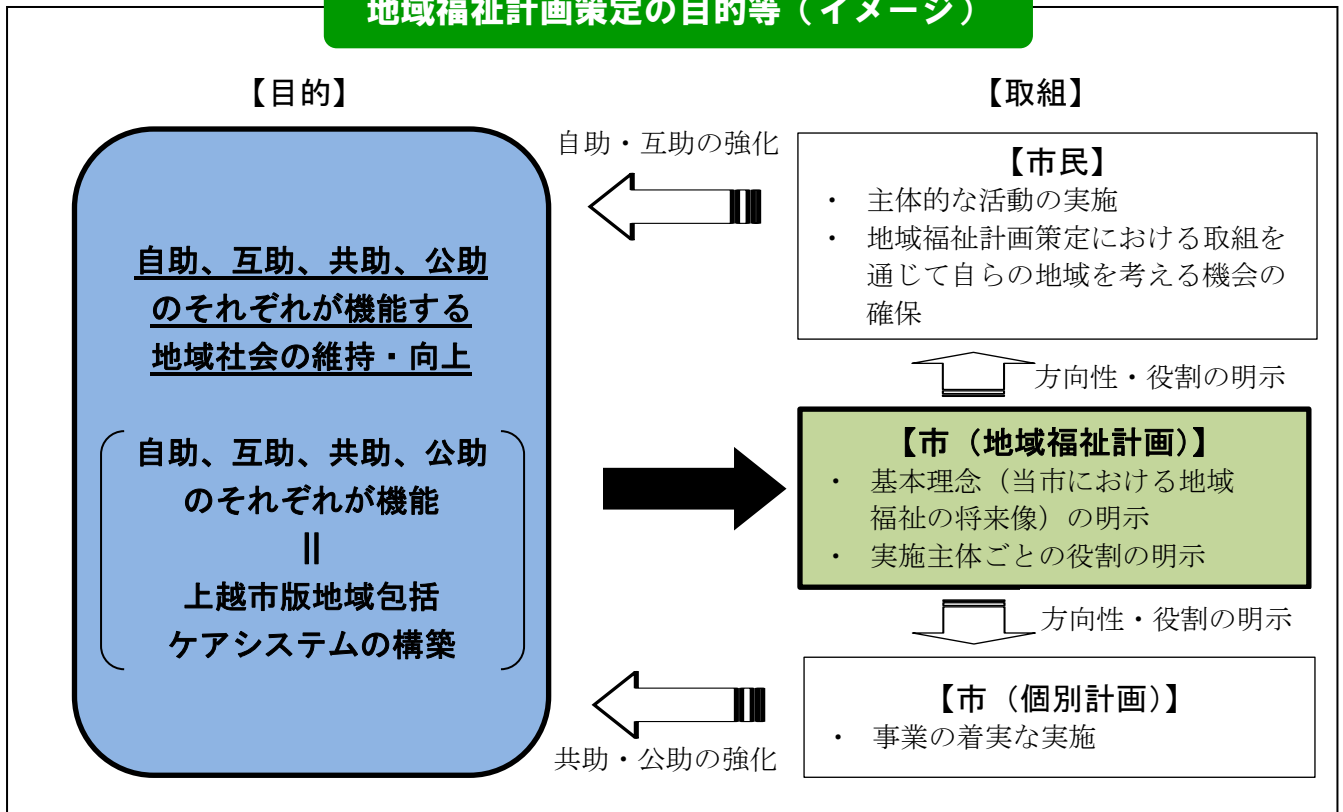
今後、少子化や高齢化の急速な進展が予想され、自分らしく暮らせるまちづくりをさらに進めるためには、「自助、互助、共助、公助のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上」に取り組んでいくことが重要となってきます。

現在、高齢者を対象に自助、共助、公助に加え、地域住民の皆さんの互助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しているところですが、今後この取組を更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人などにも対象を広げ、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めていくこととしています。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続させていくためには、地域住民の皆さん等が自らの地域に思いを持ちながら、主体的に活動することが必要となってきます。

このため、地域において主体的な活動が円滑に行われるよう、当市における地域福祉の将来像を含めた「地域福祉計画」を策定することとしたものです。

地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



（本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、健康を維持すること。

互助：インフォーマルな相互扶助。例えば、近隣の助け合いやボランティア等。

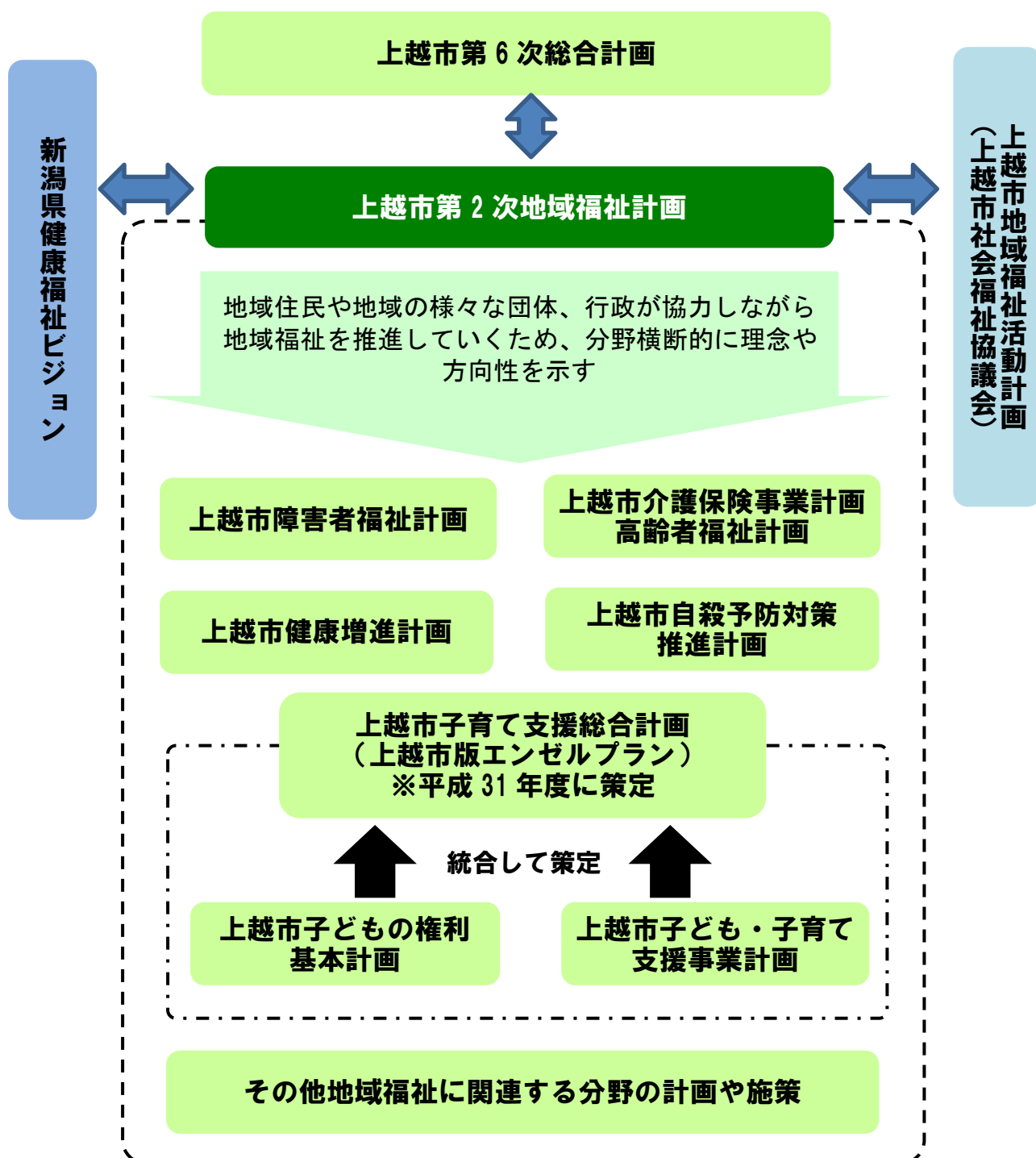
共助：社会保険のような制度化された相互扶助。

公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等。

2 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する市町村地域福祉計画で、市政運営の最上位計画である「上越市第 6 次総合計画」や「新潟県健康福祉ビジョン」と整合を図りつつ、「上越市健康増進計画」や「上越市障害者福祉計画」など、これまで市が策定した健康福祉に関連する各種計画を包含し、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画として策定します。

【各計画の関係性（イメージ）】



3 計画策定の経緯

平成 19 年 3 月に上越市地域福祉計画（対象期間：平成 19 年度から平成 23 年度まで）を策定したところですが、上越市健康増進計画や上越市障害者福祉計画などの個別計画に事業の推進を委ねてきたことから、これまで計画を改定せず、現在に至っています。

この度、社会福祉法の改正により、市町村においては、平成 30 年度から地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

また、国は、「地域共生社会」の実現を提唱しており、市町村には地域住民や各種団体が積極的に関わり合い、地域における支え合い体制の強化が求められています。

このような背景を踏まえ、健康福祉分野に関連する各種施策や、計画を総合的に推進するため、分野横断的に検討を進めながら、上越市地域福祉計画を改めて策定することとしました。

なお、前回の計画策定から 12 年が経過していること及びこの間の社会情勢の変化を踏まえ、今回策定する上越市地域福祉計画は、前回策定した計画の改定版ではなく、新たに策定するものと整理し、今後の計画の管理を容易なものとするため、名称等は次のとおりとします。

策定年月	計画期間	名称
平成 19 年 3 月	平成 19 年度～平成 23 年度	上越市第 1 次地域福祉計画
平成 31 年 3 月	平成 31 年度～平成 34 年度	上越市第 2 次地域福祉計画

（参考）地域共生社会

国は、地域共生社会とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

4 計画策定の体制

この計画は、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員から構成される「上越市地域福祉計画策定委員会」において議論いただくとともに、市の関係部署と検討・調整しながら策定しました。

5 計画期間

計画期間は、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間とし、平成 34 年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、計画期間中であっても、必要に応じて見直しを行います。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)								第6次総合計画 (平成27年度～平成34年度)							
上越市地域福祉計画	第1次計画 (平成19年度～平成23年度)								第2次計画 (平成31年度～平成34年度)							

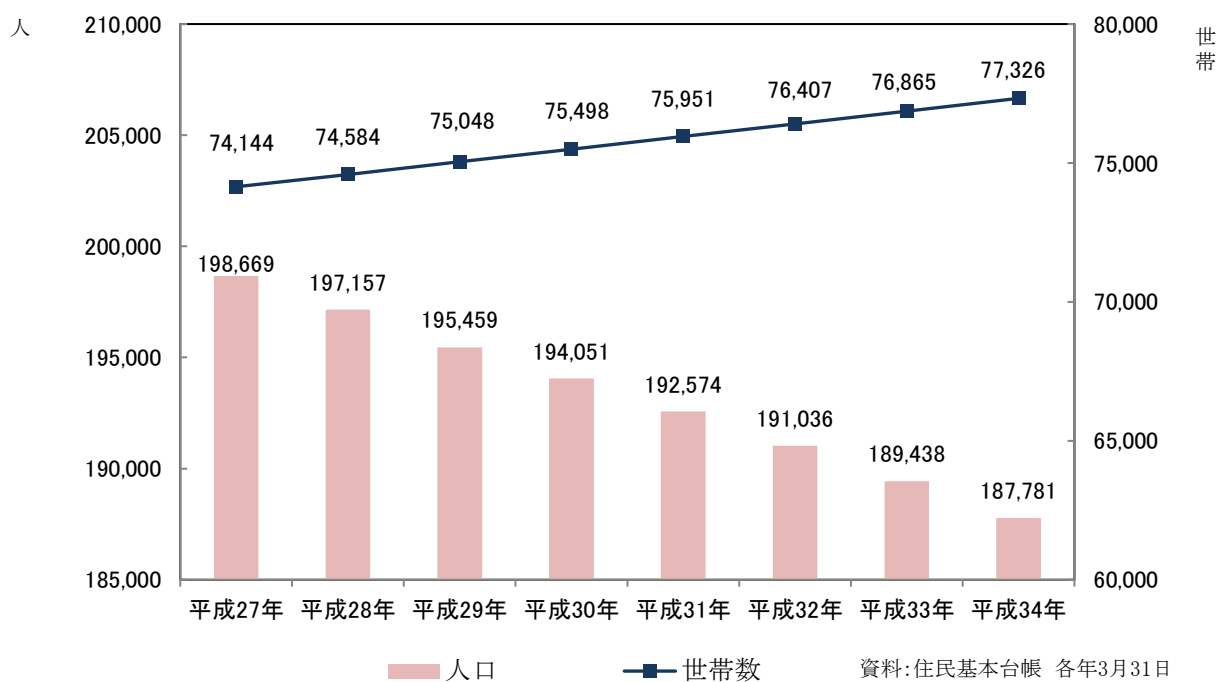
6 計画における実施主体ごとの主な役割

地域住民や関係機関、行政が連携し、それぞれができることや特徴を生かしながら、地域福祉の推進に取り組んでいくことが重要になってきます。

区分	主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動などに積極的に参加することで、地域社会を構成する一員となるよう努める。 日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐよう努める。
ボランティア組織	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が求める福祉サービスを把握し、地域福祉の担い手として様々な活動の実施主体となれるよう努める。 福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画する。
町内会	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担う。 自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行う。
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進に努める。 住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行う。
学校等	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の構成員として将来的に地域を支えることのできる人材を育成する。
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令を遵守し、利用者の立場に立った福祉サービスを提供する。 専門技術や人的資源を生かし、福祉サービスの更なる質の向上に努める。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性を生かしたまちづくりに努める。 行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスの提供に努める。
市	<ul style="list-style-type: none"> 福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進める。 困り事がある場合や児童・高齢者虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに支援を求められることができるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員による声掛け時や、すこやかサロン、自殺予防に関する研修会などの機会を通じて、市民意識の醸成を図る。 地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組む。 地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図る。

第2章 上越市の状況

1 人口・世帯数の推移と推計

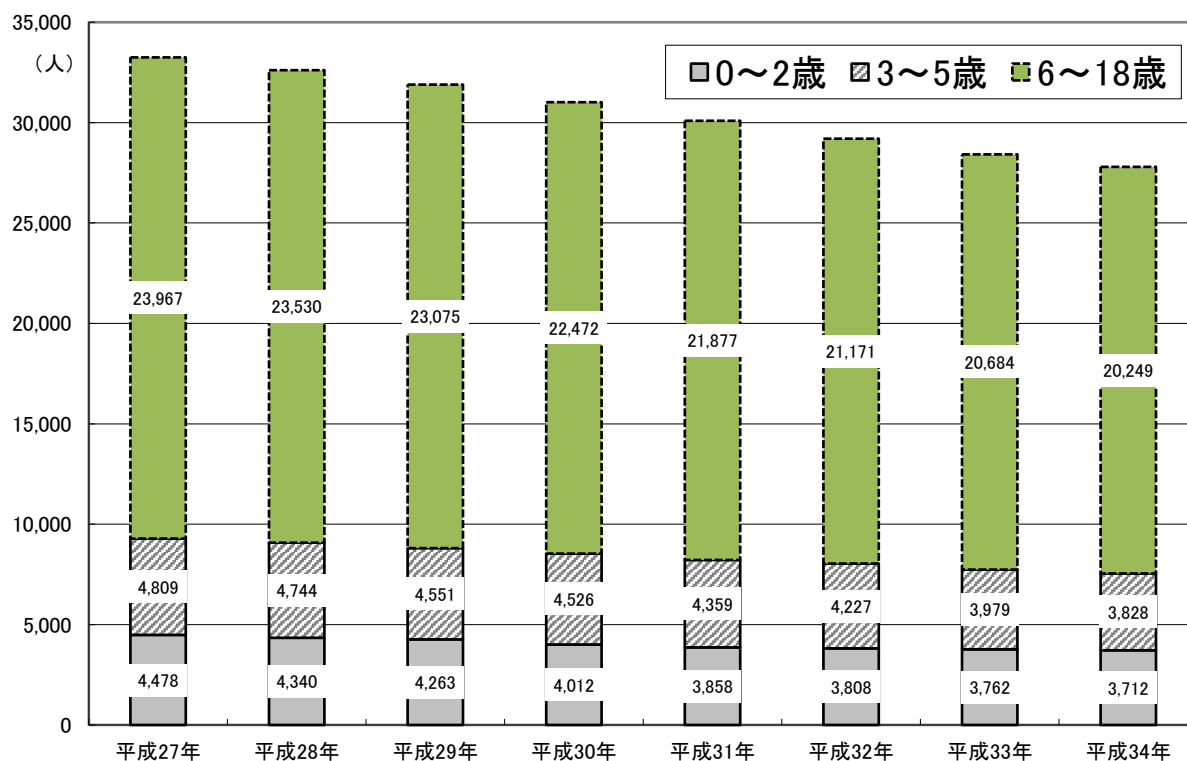


	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
世帯数	74,144	74,584	75,048	75,498	75,951	76,407	76,865	77,326

※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）。

2 児童数の推移と推計



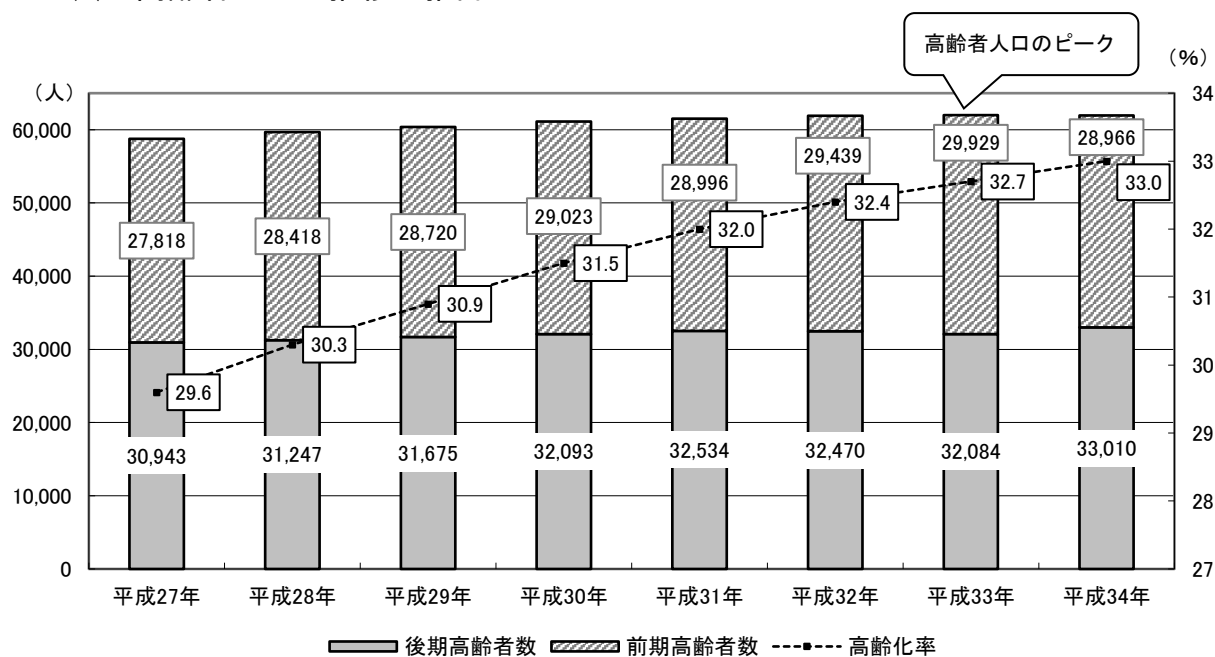
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	
児童人口 (0歳～18歳)	33,254	32,614	31,889	31,010	30,094	29,206	28,425	27,789	
前年比較増減	△ 594	△ 640	△ 725	△ 879	△ 916	△ 888	△ 781	△ 636	
内訳	0歳～2歳	4,478	4,340	4,263	4,012	3,858	3,808	3,762	3,712
	3歳～5歳	4,809	4,744	4,551	4,526	4,359	4,227	3,979	3,828
	6歳～18歳	23,967	23,530	23,075	22,472	21,877	21,171	20,684	20,249

※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値 (各年10月1日現在)

※平成30年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。

3 高齢者人口等の推移と推計

(1) 高齢者人口の推移と推計

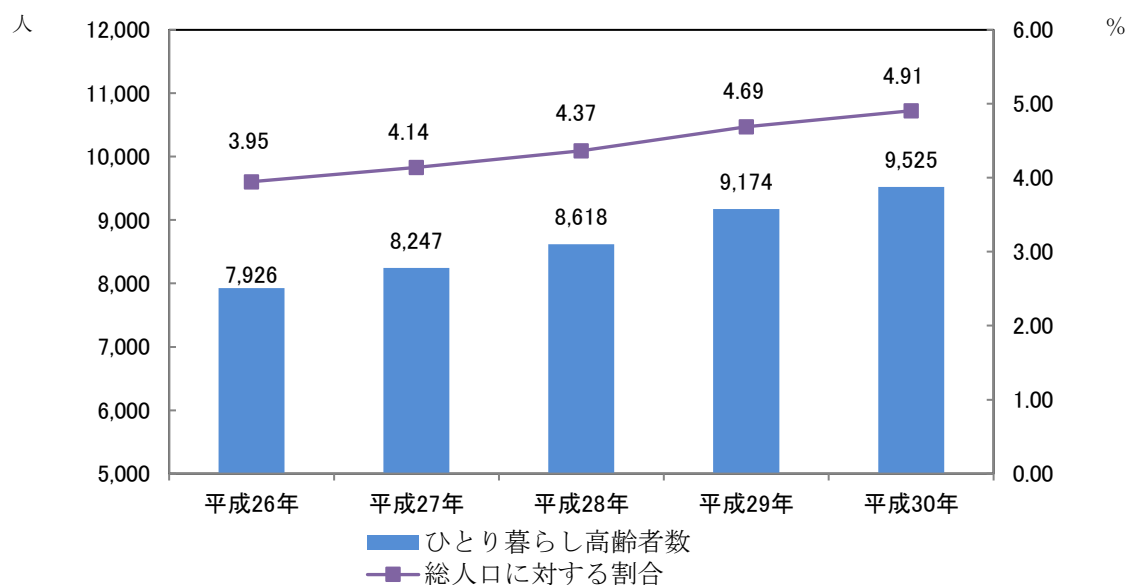


区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
総人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
高齢者人口	58,761	59,665	60,395	61,116	61,530	61,909	62,013	61,976
前期高齢者	27,818	28,418	28,720	29,023	28,996	29,439	29,929	28,966
前年比較増減	△ 888	600	302	303	△ 27	443	490	△ 963
後期高齢者	30,943	31,247	31,675	32,093	32,534	32,470	32,084	33,010
前年比較増減	△ 329	304	428	418	441	△ 64	△ 386	926

※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。

(2) ひとり暮らし高齢者数の推移



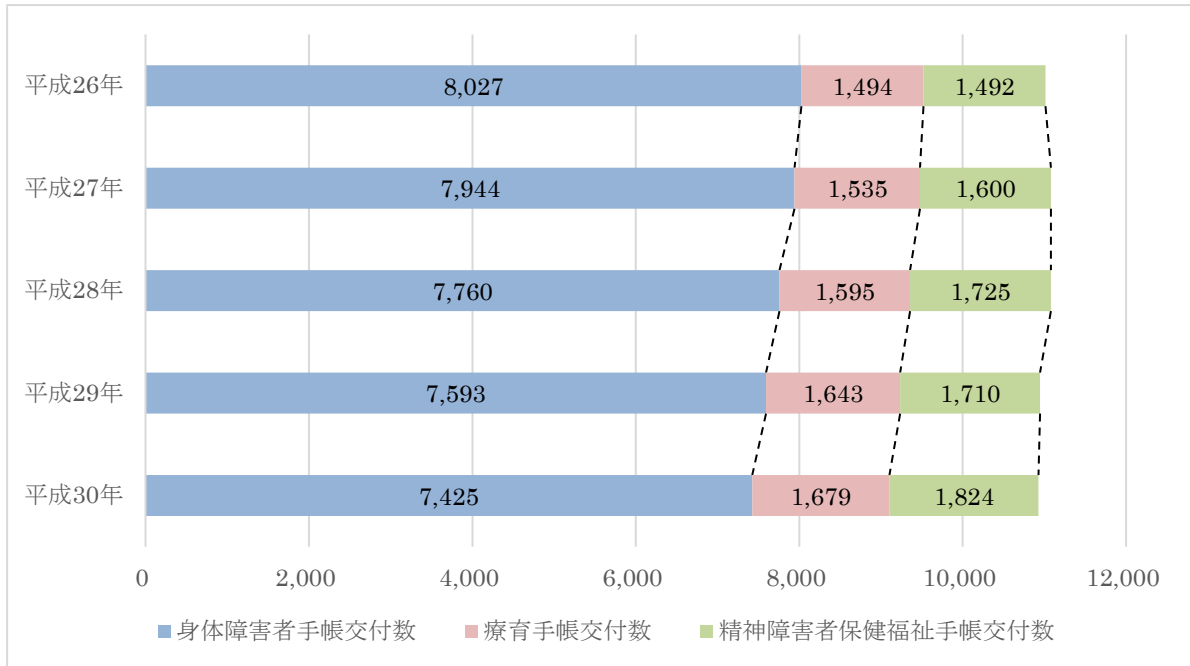
区分 年次	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
26	7,926	200,785	3.95
27	8,247	199,079	4.14
28	8,618	197,380	4.37
29	9,174	195,510	4.69
30	9,525	194,132	4.91

※平成26年～平成28年は4月1日現在

※平成29年は9月1日現在

※平成30年は3月31日現在

4 障害のある人の状況



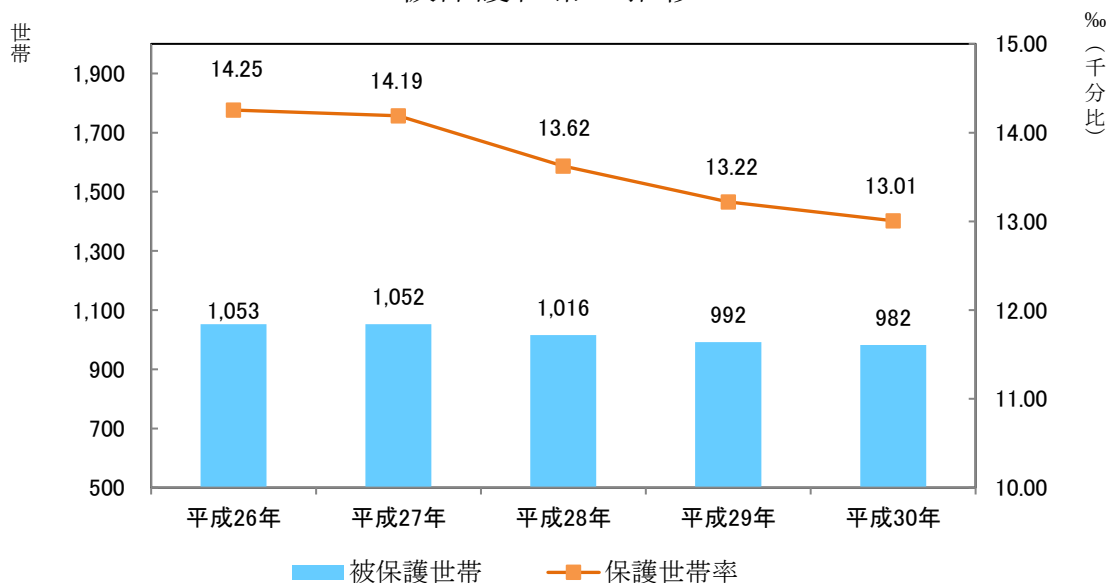
(単位：人)

区分 年次	身体障害者 手帳交付人数	療育手帳 交付人数	精神障害者 保健福祉 手帳交付人数	合計
26	8,027	1,494	1,492	11,013
27	7,944	1,535	1,600	11,079
28	7,760	1,595	1,725	11,080
29	7,593	1,643	1,710	10,946
30	7,425	1,679	1,824	10,928

※各年4月1日現在

5 生活保護の状況

被保護世帯の推移



年度	被保護世帯数 (世帯)	被保護人員 (人)	保護世帯率 (‰)	保護率 (‰)	総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
26	1,053	1,394	14.25	6.96	73,871	200,377
27	1,052	1,360	14.19	6.85	74,144	198,669
28	1,016	1,294	13.62	6.56	74,584	197,157
29	992	1,266	13.22	6.48	75,048	195,459
30	982	1,248	13.01	6.43	75,498	194,051

※数値は各年9月の実績数値。‰は千分比。

※総世帯数と総人口：

平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

平成30年は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）。

6 相談機関における対応事例

人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える世帯が見られるようになっていきます。

地域での見守り活動から適切な支援につながった事例もあり、今後も地域の皆さんと連携していくことが重要になってきます。

事例 1	理解力に不安のある単身者で、生活保護の基準に基づく最低生活費を上回る年金収入があるものの適切な管理ができず、度々ライフラインが停止したことから金銭管理の支援を行ってきたケース。これまで再三、施設入所を促すものの強い拒否が続いていた。 現在は、民生委員や町内会長など地域での見守りを行いながら、関係機関と連携をとって適切な支援に向けた調整を行っている。
事例 2	曾祖母、祖父、父、子の4人世帯。それぞれに介護や医療、障害、登校渋りの課題があるため、家庭内は常に不安定でトラブルが続いていたケース。現在は、地域包括支援センターや病院、学校での見守りを受けながら、根気強く外部支援の利用を促し続け、ようやく適切な支援につながりつつある。
事例 3	母と小4男児の母子世帯で、母は精神疾患があり、日頃から子に対する暴言や自傷行為があったことから、児童相談所にて一時保護となる。子が保護されたことで更に不安定となった母が、日頃から気にかけてくれていた民生委員のもとにSOSを発信する。民生委員は母の話を丁寧に聴きながら落ち着かせ、市とも連絡調整を行った結果、緊急医療受診と福祉サービスの利用につながった。その後、母が安定したことから、子の一時保護を解除し、現在は民生委員の見守りを受けながら、自宅で暮らしている。

第3章 基本理念と施策の体系

1 基本理念（当市における地域福祉の将来像）

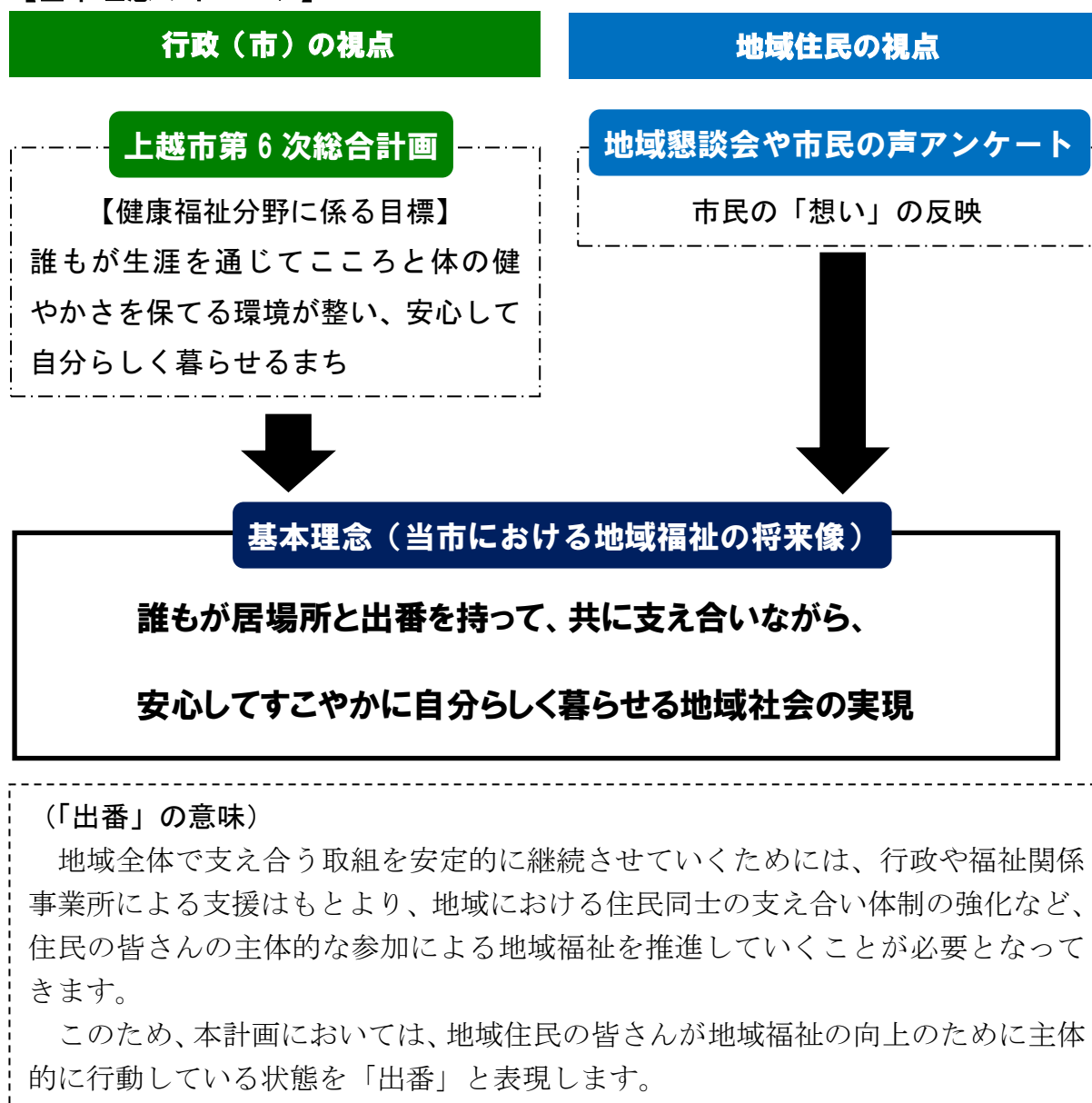
上越市第6次総合計画の健康福祉分野においては、「誰もが生涯を通じてところと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目標として掲げ、取組を進めています。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

このような社会からの孤立を防ぎ、誰もが自分の居場所と出番を持てるような地域社会を築いていくためには、行政が地域住民等と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいくことがますます重要になってきます。

こうした状況を踏まえ、基本理念については、上越市第6次総合計画の健康福祉分野における目標と整合を図りながら、更にこれを発展させ、また、地域住民の想いを反映させることとしました。

【基本理念のイメージ】



2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

【基本目標 1】

一人ひとりの思いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されます。

自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人の悩みに気づき、支援につなげていくための体制づくりや取組を充実させ、社会から孤立することがなく安心して暮らせる地域を目指すほか、誰もが身近な地域で、すこやかに自分らしく暮らせるよう、地域とのつながりを築くことができるイベントへの参加や健康づくりの推進に向けた自発的な取組などを促進します。

【基本目標 2】

一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

地域においては、見守り・安否確認や買い物等といった新たな日常生活の困りごと等が発生してきています。これらの困りごと等に気づき、解決につなげていくためには、日頃からご近所付き合いを行っている地域の皆さんとの連携が特に必要になってきます。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、住民一人ひとりが自らの地域に思いや関心を持ちながら、主体的に活動することが重要となってきます。例えば、元気な高齢者の皆さんから、支援が必要な人の居場所づくりの担い手として活動していただくなど、地域における一人ひとりの出番を創出し、日常生活を送る中で、住民同士が支え合う関係を築けるようなまちづくりを目指します。

【基本目標 3】

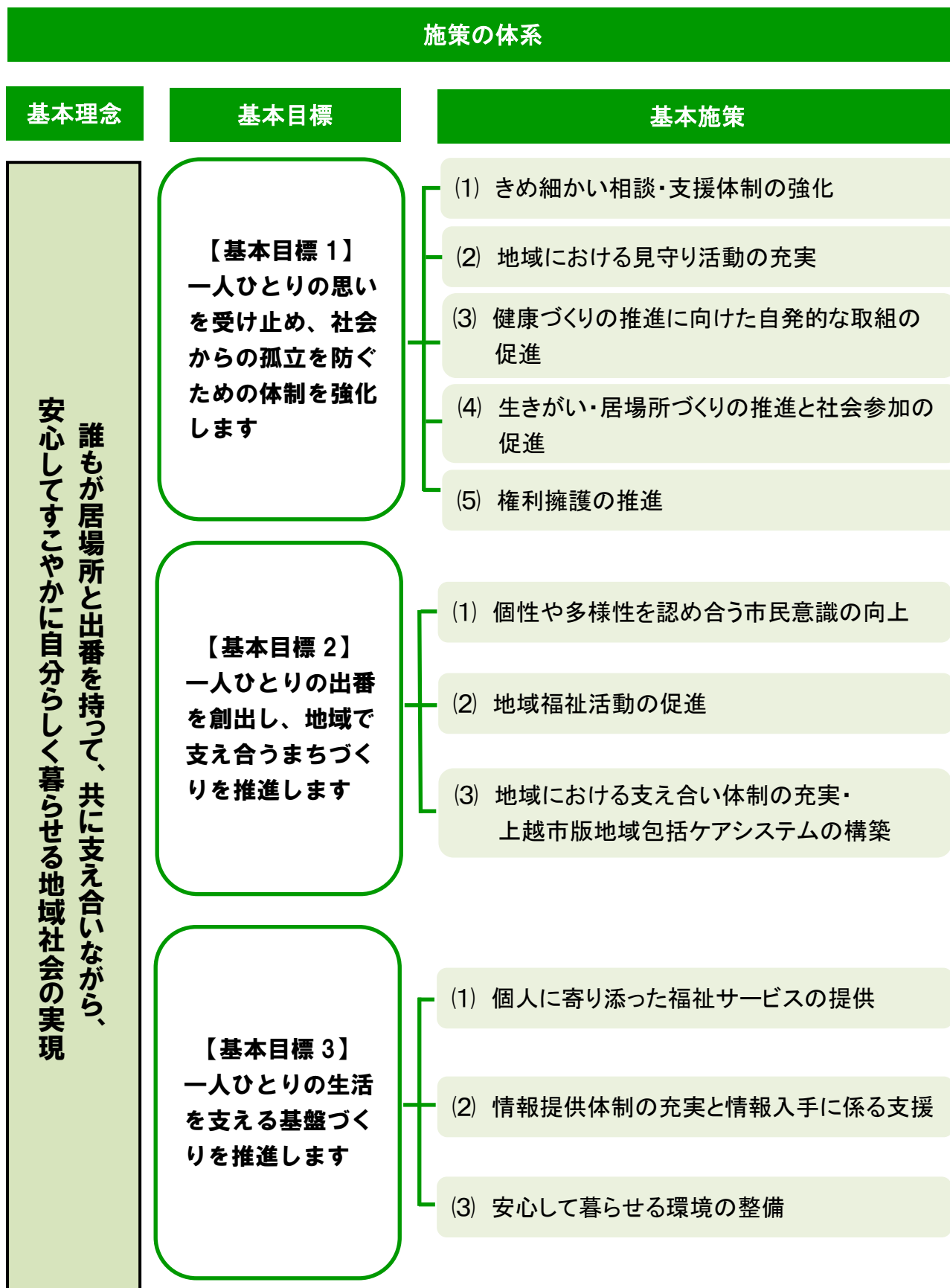
一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

個人の状況に応じた効果的かつ温かみのある福祉サービスを展開していくことにより、住民一人ひとりが安心してすこやかに暮らしていくための基盤を整えていきます。

また、災害時等の緊急時においても、安心した生活が送れるよう、拠点整備や受入れ体制づくりを推進していきます。

3 施策の体系

基本理念の実現に向けて、基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付けます。



第4章 施策の展開

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」に位置付けます。

このため、個別の事業については、個別計画との重複を避けるため、具体的には記載しないこととします。

1 「基本目標1」の達成に向けた施策

(1) きめ細かい相談・支援体制の強化

現状・課題

《現状》

- 家庭環境が複雑・多様化し、複合的な課題を抱える世帯が増加している中、0歳から18歳までの切れ目のない支援体制を整えるため、すこやかに暮らし包括支援センターにおいて、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への包括的でより専門性の高い支援体制を構築しています。
- 早期からの教育相談の実施を通じて、特別な支援を必要とする子どもに関する相談や支援を行っています。
- 福祉総合窓口センターを設置し、聴覚に障害のある人へのコミュニケーション支援として手話通訳者を配置するなど、市民に寄り添った丁寧な対応を行っています。
- 高齢者の総合相談窓口として、平成30年度から市内11か所全ての地域包括支援センターに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、機能強化を図っています。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、相談支援を実施するとともに、個々の状況に合わせて就労準備支援や家計相談支援を実施することで、生活困窮から早期に脱却できるよう、関係機関と連携しながら支援を行っています。
- 民生委員・児童委員の活動内容については、町内会を通じて、チラシの回覧により周知しているほか、すこやかサロン、自殺予防に関する研修会などの機会を通じて、困り事がある場合に支援を求められるよう、市民意識の醸成に取り組んでいます。
- 個人の状況に応じて適切な相談窓口を選択できるよう、広報上越や市のホームページ等で相談窓口を周知しています。

《課題》

- 今後も、社会経済環境の変化が続く中で、家庭環境の複雑・多様化が進み、経済的な問題だけでなく複合的な課題を抱える世帯の増加が見込まれます。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、「子どもの貧困対策」を検討し、教育の機会均等を図るなど、貧困の状況にある子どもがすこやかに育つ環境を整備していく必要があります。
- 困り事がある場合のほか、児童・高齢者虐待などを発見した場合に早期に適切な支援につなげるため、近所の人や民生委員・主任児童委員、行政などに支援を求める市民意識の醸成を図るとともに、自らが支援を求める際に適切な相談窓口を選択できるよう、相談窓口を周知していく必要があります。

【取組の方向性・概要】

① 相談体制の強化

自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を支援するため、専門職のチームが関係機関と連携しながら、複雑・多様化する相談に対応します。

② 生活困窮者支援の充実

生活保護世帯や生活困窮者等の早期の自立を支援するため、就労支援員等の配置や、自立支援計画の実行など、相談体制の充実を図るとともに、就学援助費や奨学金などの各種制度を活用した支援に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援事業を通じて、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行いながら、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。

③ 子どもの貧困対策

子どもの生活実態アンケート調査結果から課題を抽出し、「子どもの貧困対策」の方向性等を定めた上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）を策定します。

④ 支援を求めることができる市民意識の醸成

困り事がある場合や児童・高齢者虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに支援を求めることができるよう、民生委員・児童委員、主任児童委員による声掛け時や、すこやかサロン、自殺予防に関する研修会などの機会を通じて、市民意識の醸成を図ります。

⑤ 相談窓口の周知

個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越や市のホームページ等で相談窓口を周知します。

(2) 地域における見守り活動の充実

現状・課題

《現状》

- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動において、障害のある人、高齢者などの見守り、児童及び妊産婦に関する状況の把握と情報提供・援助などを行っています。
- 地域の各種団体により見守り隊を組織したり、町内会や防犯団体などで通学路の見守りを行ったりするなど、地域全体で子どもを見守る活動を実施しています。
- 町内会や老人クラブによる積極的な声掛け訪問のほか、郵便局や新聞配達事業者などの見守り協力事業所からの協力を得て、地域ぐるみでひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の日常的な見守り活動を支援しています。

《課題》

- 人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱え、個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されることから、子どもや高齢者を対象にした見守り活動を継続しつつ、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を更に推進していくことが必要となっています。



【取組の方向性・概要】

① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続

民生委員・児童委員の活動を通じた見守りや、青少年健全育成委員等による子どもの見守り・声掛け、町内会や老人クラブによる積極的な声掛け訪問のほか、見守り協力事業所からの協力も得ながら、地域ぐるみで日常的な見守り活動を継続します。

② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進

民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。

また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になるところが見受けられる場合は声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困りごとや不安の解消を図ります。

(3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進

現状・課題

《現状》

- 健康診査を契機として、自らの体の状態を定期的を確認し、生活習慣病の発症と重症化を予防する取組を継続してきたことにより、特定健診受診率の向上、国民健康保険や後期高齢者医療の医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、平成 25 年度の上越市健康増進計画の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきています。
- 当市における 1 年の自殺による死亡者数は、ここ数年 50 人前後で推移しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、国・県よりも高い状況にあります。

《課題》

- 特定健康診査の結果、高血圧（Ⅱ度高血圧以上）と糖尿病（HbA1c6.5%以上）の人の割合が増加傾向にあり、特に男性の有所見率が増加しています。
- 子どもの肥満の割合の増加、若い世代の食習慣や生活リズムの乱れがみられ、生活習慣病の発症につながる可能性があります。
- 平成 29 年度に新たに策定した上越市自殺予防対策推進計画に基づき、自殺者の減少に向けた地域や関係機関とのネットワークづくりなど、自殺予防の取組を総合的に推進していくことが必要です。



【取組の方向性・概要】

① 健康づくり活動の推進

市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援します。

② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組

子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者が子どもの発育を確認する取組を乳幼児期から継続して実施するとともに、保育園や小中学校における保健活動の充実を図ります。

③ 自殺予防の取組の推進

地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制を基盤に、自殺予防に対する市民意識の醸成に取り組みます。

医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂を繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取り組むとともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者の対策を進めます。

産後うつ病等の自殺リスクの高い妊産婦への早期支援や、高齢者の自殺リスクについて周囲の理解を深め、ライフステージ別の課題に応じた効果的な対策を推進します。

(4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進

現状・課題

《現状》

- 子どもの遊びの場の確保を始め、保護者の不安感や孤立感を緩和するため、こどもセンターや子育てひろばを設置し、親子の遊びの場を提供しています。
- 障害のある人の創作的活動や生産活動の場等である地域活動支援センターへの運営支援を通じて、障害のある人の居場所づくりを推進しています。
- 趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて、生きがいづくりと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動費等の助成を行い、高齢者の活動と活躍の場づくりを支援しています。また、28 全ての地域自治区で「すこやかサロン」を開催し、高齢者の居場所の確保に取り組んでいます。
- 屋外での移動が困難な障害のある人や、高齢者に外出支援を行うことで、社会参加を促進しています。
- 障害のある人一人ひとりの意向を踏まえた就労を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や、障害者福祉団体の活動支援などに取り組んでいます。
- 働く意欲のある高齢者がシルバー人材センターへ登録することで、就労機会の確保に取り組んでいます。

《課題》

- 団塊の世代の皆さんが全て 75 歳を迎える 2025 年は、個人の希望や能力に応じて、趣味やスポーツ、社会活動など多様な分野で、自分らしく活躍されている人が、ますます多くなると考えられます。こうしたことから、趣味講座を始め、シニアスポーツ大会など高齢者の生きがいづくりと健康増進を含めた高齢者施策全般の在り様についても、これから高齢となる階層に入っていく人たちの新たな感覚や考えに適うものを取り入れていく必要があります。
- 平成 29 年 6 月現在、市内企業における障害者実雇用率は、妙高市の数値を含むハローワーク上越管内の統計で、2.03%であり、全国の 1.97%、新潟県の 1.96%を上回っているものの、障害のある人の雇用機会の確保のため、引き続き障害のある人の就労を支援していくことが必要となっています。



【取組の方向性・概要】

① 地域における居場所づくりの推進

こどもセンターを始めとした子どもの遊びの場の提供のほか、障害のある人の創作的活動や生産活動の場等である地域活動支援センターへの運営支援など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供することにより、地域における個人の居場所づくりを推進します。

② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進

趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会、「すこやかサロン」などの開催を通じて、生きがい・居場所づくりを推進します。

高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。

③ 外出機会の確保

余暇活動や社会参加の機会を提供するほか、高齢者の閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するため、外出・移動支援を行います。

④ 高齢者や障害のある人等の就労支援

高齢者や就職を希望する障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進めます。

(5) 権利擁護の推進

現状・課題

《現状》

- 上越市障害者福祉計画や上越市第2期子どもの権利基本計画等に基づき、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布、子どもの権利講座の開催などの取組を進めています。
- 認知症等により日常的な金銭管理が不安な高齢者や、障害により判断能力が十分でない人の権利を守るため、各種相談機関の協力のもと、成年後見制度の周知と相談を実施するとともに、市長申し立てや成年後見制度の利用助成を行っています。
- 全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中、当市においては、軽微なものでも相談、通告するという地域での児童虐待への意識の高まりや相談支援体制の強化もあり、これまで埋もれていた虐待の顕在化に伴い新規受理ケースが増加しています。
- 児童相談所や学校などの関係機関と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、虐待を覚知した場合は、早期に対応しています。

《課題》

- 成年後見などの支援を必要とする人が適切な支援を確実に受けられるよう、制度の周知や相談対応のほか、申し立てや後見人等のサポートに取り組む必要があります。
- 近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加しています。
- 児童虐待を未然に防ぐため、特定妊婦や発育・発達に課題のある子どものいる家庭への支援など、予防啓発活動を継続的に取り組む必要があります。
- 障害のある人が福祉サービスを利用せずに在宅で生活している場合、外部とのつながりが希薄なため、養護者からの虐待を発見することが課題です。

【取組の方向性・概要】

① 権利擁護が必要な人への取組の推進

子どもや障害のある人等あらゆる市民が、自分らしい生活を送る権利が保障されるよう、権利擁護の取組を進めます。

② 児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応

引き続き、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、虐待を覚知した場合は、早期に対応します。

2 「基本目標 2」の達成に向けた施策

(1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上

現状・課題

《現状》

- 小中学校等と連携し、幼少期から子どもの人権や同和問題に対する意識啓発を推進するとともに、企業や地域との連携による意識啓発にも取り組んでいます。
- 人権教育、同和教育を中核にした道德教育の充実を図り、人権尊重の理念について理解を深め、自他の人権を守る行動力の育成を目指す人権教育を推進しています。
- 障害のある人を正しく理解し、個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、「障害者週間（11月の第1土曜日・日曜日の2日間）」を踏まえた事業の実施や、地域の人と障害のある人との交流を促進するイベント等の開催支援等により、障害を理由とする差別の解消を図っています。

《課題》

- 近年、インターネット上の人権侵害や性的少数者に対する偏見・差別など、新たな人権問題が生じていることから、あらゆる差別を解消するため、引き続き、人権に関する意識啓発を推進する必要があります。
- また、子どもにおいては、ネットいじめやゲーム依存などの問題が発生していることから、様々な情報を正しく選択できる判断力、その基盤となる道徳心、倫理観、規範意識の醸成が求められています。



【取組の方向性・概要】

① 地域の一員として認め合う市民意識の向上

一人ひとりの基本的人権が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、市民意識の向上を図ります。

② 人権意識の確立に向けた教育の推進

子どもの人権尊重の精神を育むため、学校、地域、家庭と連携して、人権教育、同和教育を中核とした道德教育を推進していきます。

③ 障害を理由とする差別解消の推進

障害を理由とする差別のない社会をつくるため、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、差別の解消と再発防止に着実に取り組みます。

(2) 地域福祉活動の促進

現状・課題

《現状》

- 地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、活動を行うための支援や必要な知識・技術の習得、資質向上のための研修等の協力を行っています。
- 65歳以上で支援を必要としない元気な高齢者は、平成30年10月1日現在で約48,000人であり、この元気な高齢者から、地域で取り組んでいる「すこやかサロン」などの担い手として参加していただくなど、地域における出番を創出しています。
- 市民活動の促進に向けて、NPO・ボランティアセンターを拠点として、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びコーディネートを始め、活動の場となる市民活動室の提供や活動に役立つ情報の発信を行うなど、様々な支援の取組を進めています。

《課題》

- 平成30年9月現在、民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じている地域があることから、関係町内会と連携しながら、早期に解消を図る必要があります。
- 少子化・高齢化の進展や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域においては担い手不足が顕在化しています。



【取組の方向性・概要】

① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等

地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援を行うとともに、関係町内会と連携しながら、欠員が生じている地域の早期解消を図ります。

② 地域福祉活動における出番の創出

地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。

③ ボランティア・NPO等の活動支援

市民活動を活発化するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、団体の活動が安定的・継続的に行われるよう、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応により支援します。

また、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへ地域づくりアドバイザーを派遣するなど、地域の主体的な取組を支援します。

(3) 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築

現状・課題

《現状》

- 市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね 12 歳以下の子どもがいる人（依頼会員）と、育児を援助したい人（提供会員）が助け合う組織である「ファミリーサポートセンター」の運営を通じて、育児に関する相互援助活動を支援しています。
- ピアサポート（仲間同士で支え合うこと）等の活動を支援することで、障害のある人などが、前向きに暮らしていけるよう、取り組んでいます。
- 要介護状態にならないよう地域において予防するため、「通いの場」を市内 28 の地域自治区ごとに設置するとともに、その企画・運営等の役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、地域の住民組織が運営する仕組みを構築することで、地域の特性に応じた支え合い体制づくりを推進しています。

《課題》

- 地域コミュニティの衰退や対人関係の希薄化が懸念される中、地域包括支援センター、民生委員・児童委員など支援者の関与を拒む人が多いことや、今後の高齢者人口の増加により、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域全体による見守り・支え合い体制を充実させていくことが必要となっています。
- 地域における見守り活動の結果、孤立が心配される人や支援が必要な人などを発見した場合に、適切な相談・支援につなげるため、行政と関係機関等が連携し、障害のある人や高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。



【取組の方向性・概要】

① 地域における支え合い体制の充実

元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及びその家族を支える「地域支え合い事業」の実施など、地域における支え合い体制の充実に取り組みます。

② 上越市版地域包括ケアシステムの構築

障害のある人や高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

3 「基本目標 3」の達成に向けた施策

(1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供

現状・課題

《現状》

- 障害の状態や介護の状態など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供しています。
- 介護が必要な高齢者等に対しては、一人ひとりの状態に応じ、自立支援や重症化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、低所得者への支援などを行い、誰もが必要なサービスを利用しやすい環境整備に取り組んでいます。
- 妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健事業の充実や、子ども医療費助成事業に取り組んできたほか、子どもの遊び場の確保等を目的として、平成 29 年に「オーレンプラザこどもセンター」を新たに設置するなど、子育て世帯に対する支援を充実させるため、取組を進めています。

《課題》

- 今後も、「すこやかなまち」の実現に向け、第 6 次総合計画や健康福祉に関する個別計画等に基づき、事業を着実に実施し、個人に寄り添った福祉サービスを切れ目なく提供していく必要があります。



【取組の方向性・概要】

① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供

上越市障害者福祉計画に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供します。

② 高齢者福祉サービスの提供

上越市第 7 期介護保険事業計画・第 8 期高齢者福祉計画に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供します。

③ 母子保健事業の充実

母子ともに健康で安心して生活していけるよう、上越市健康増進計画に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組みます。

④ 子育て世帯への支援

子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てすることができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。

(2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

現状・課題

《現状》

- 子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」の運営を通じて、子育て支援に関する情報を提供しているほか、登録者にはメルマガ配信サービスを行うことにより、タイムリーな情報の提供に努めています。
- 広報上越や市のホームページへの情報掲載、各種ガイドブックの配布などのほか、講演会などの機会を捉え、各種福祉サービスの情報提供を行っています。
- 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮が必要な人に対して、市職員が適切に対応するために必要な事項をまとめた「職員対応要領」を策定しています。

《課題》

- ソーシャルメディアの急速な普及などの市民生活の変化を踏まえ、市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、情報の受け手に考慮した情報提供体制を、臨機応変に検討していくことが必要です。
- 障害のある人などで、合理的な配慮が必要な人が必要な情報を容易に入手できるよう、引き続き支援していくことが重要です。



【取組の方向性・概要】

① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実

市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。

② 聴覚に障害のある人等への情報入手支援

聴覚に障害のある人、音声・言語機能に障害のある人及び福祉関係団体に手話通訳者または要約筆記者を派遣することにより、聴覚に障害のある人等が社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう援助し、生活の安定と福祉の増進を図ります。

③ 「職員対応要領」に基づく適切な対応

窓口業務や会議、イベント等において、障害のある人に対する差別的な取扱いを行わないほか、障壁を除去するための合理的配慮の提供を行うなど、「職員対応要領」に基づき適切に対応します。

(3) 安心して暮らせる環境の整備

現状・課題

《現状》

- 障害のある人や高齢者向けの住宅リフォームやグループホーム等の整備に対する補助などを通じて、誰もが安心して過ごせる居住空間や居場所づくりを進めています。
- また、障害のある人を介護する人が、冠婚葬祭や病気等の理由で介護できなくなった時に、緊急に利用する施設として、「緊急短期入所」の受入れ体制を整えたほか、災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人が避難する「福祉避難所」の指定など、緊急時に備えた取組を進めています。
- 市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えるとともに、上越地域医療センター病院に地域最大規模のリハビリテーションセンターを設け、主に急性期を脱した患者を受け入れることにより、回復期・慢性期医療の中核的な役割を果たしています。
- 地域医療においては、市内 9 か所に診療所を開設し、民間の医療機関の立地が困難な中山間地域における地域医療の確保と地域住民の健康維持・増進を図ってきたほか、市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えています。

《課題》

- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所の整備等が求められています。
- 上越地域医療センター病院では、老朽化に伴う改築のほか、地域偏在による医師不足や市立診療所の医師の高齢化、医師不足に伴う市内病院の病床の部分休床の発生など、救急医療を始めとした地域医療体制の維持に向けた医師の確保が求められています。
- 軽症患者が二次、三次救急医療を担う病院に集中することにより、救急医療体制に支障が生じることが懸念されることから、救急外来への適正受診のさらなる啓発が課題となっています。

【取組の方向性・概要】

① 地域における生活基盤づくり

平常時だけでなく、災害時などの緊急時においても、高齢者や障害のある人などが安心して過ごせるよう、引き続き、グループホームの整備や緊急時における受入れ体制づくり等を推進していきます。

② 地域医療体制の充実

上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実し、医療機関のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。

また、人口減少や高齢化の進展の影響が大きい中山間地域においても身近で適切な医療が受けられるよう、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。

地域医療体制を維持するため、県や医療機関等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。

第5章 上越市版地域包括ケアシステム

作成中

(巻末資料)

1 上越市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、上越市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、上越市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
- (2) その他地域福祉計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 福祉団体・福祉事業関係者
- (4) 医療関係者
- (5) その他諸団体の関係者
- (6) 教育関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

2 上越市地域福祉計画策定委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

	区分	氏名	所属	備考
1	学識経験者	青木 茂	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 准教授	委員長
2		佐藤 将朗	上越教育大学大学院 学校教育研究科 准教授	
3	公募による市民	小杉 敏勝	市民	
4		山川 美香	市民	
5	福祉団体・福祉 事業関係者	井部 佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会 連合会 柿崎地区会長	副委員長
6		西澤 恵	上越基幹相談支援センター 相談支援専門員	
7		宮本 慶之	上越市社会福祉協議会 地域福祉課長	
8		横尾 弘史	上越あたご地域包括支援センター板倉	
9	医療関係者	五十嵐 靖雄	いがらし整形外科	
10		片海 ひな子	三和ファミリー歯科医院	
11	その他諸団体の 関係者	仲田 紀夫	上越市町内会長連絡協議会	
12		藤枝 セツ	上越人権擁護委員協議会	
13	教育関係者	廣川 由紀子	小中学校校長会 大島小学校長	
14	関係行政機関の 職員	飯田 恭子	上越公共職業安定所 統括職業指導官	
15		中村 哲士	上越地域振興局 健康福祉環境部 副部長	

3 上越市地域福祉計画策定委員会における検討経緯

年 月 日	内 容
平成 30 年 6 月 26 日	<p>○第 1 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 委員会の運営等について</p> <p>(2) 地域福祉計画の基本的な考え方について</p> <p>(3) 意見交換</p>
平成 30 年 8 月 9 日	<p>○第 2 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画における基本理念及び基本目標について</p> <p>(2) 意見交換</p>
平成 30 年 10 月 25 日	<p>○第 3 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1) 地域福祉計画素案について</p> <p>(2) 意見交換</p>
平成 30 年●月●日	<p>○第 4 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>
平成 31 年 1 月●日 ～2 月●日	パブリックコメント
平成 31 年●月●日	<p>○第 5 回上越市地域福祉計画策定委員会</p> <p>【議事】</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p>

上越市第2次地域福祉計画

平成●年●月

上越市健康福祉部福祉課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL 025-526-5111 (代表)

E-Mail fukusi@city.joetsu.lg.jp